

## 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の趣旨

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）について、基本金に関する規定の廃止、役員を選任に係る政府の関与の縮小等の所要の改正を行うこと。

### 第二 改正の要点

- 一 政府の拠出を含む基本金に関する規定を廃止すること。（旧第四条関係）
- 二 理事の選任について、厚生労働大臣の委嘱を廃止し、基金において選任し、厚生労働大臣が認可することとすること。（第十条関係）
- 三 基金の業務に、基金の設立目的を達成するために必要な業務を加えるとともに、当該業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととすること。（第十五条関係）
- 四 会計に係る規定の一部を廃止すること。（旧第十五条の二から旧第十五条の四まで関係）
- 五 毎事業年度末に厚生労働大臣に提出する財産目録及び事業状況報告書について、厚生労働大臣の承認

を廃止すること。（第二十五条関係）

六 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 施行期日等

一 この法律は平成十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行すること。ただし、経過措置に関する規定の一部は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

二 基金は、施行日に、改正前の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならないこととする。（附則第三条関係）

三 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備等を行うこと。